

# インフルエンザ用

令和 年 月 日

年 組 保護者様

練馬区立大泉第二中学校

お子様がインフルエンザに罹患された場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は欠席になりません。

医師により登校許可の診断が出された場合は、下記の「登校届」に記入の上、学校に提出してください。

平成 24 年 4 月に学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」と変わりました。出席停止の期間は下の表を参考にしてください。ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではありません。

## 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日 (0日目)	発症日 (1日目)	発症日 (2日目)	発症日 (3日目)	発症日 (4日目)	発症日 (5日目)	発症した後 5 日を経過した後			
発症後 1 日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
発症後 2 日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
発症後 3 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
発症後 4 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 5 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

キ リ ト リ

## インフルエンザ用登校届

令和 年 月 日

学校長様

インフルエンザのため欠席していましたが、医師より登校の許可の診断が出されましたので登校いたします。

インフルエンザの型 ( A 型 ・ B 型 ・ 不明 ) 病 ( 医 ) 院名 \_\_\_\_\_

発症日	解熱日	出席停止期間			
月 日	月 日	月 日	より加療の結果、	月 日	日から登校

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

※保護者が記入して、学校へ提出してください。

保護者名 \_\_\_\_\_

印